

關係法令

○地方自治法（抜粋）

第14条（略）

②（略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条（略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第199条（略）

②～⑥（略）

- ⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。
- ⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- ⑨～⑫ (略)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第229条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 5 第2項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に訴えることができない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～12 (略)

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という)には、利子を付さない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る)に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合。

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る)に当該土地を貸し付ける場合。

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令

で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く）。

- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（私人の公金取扱いの制限）

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

- 第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
 - 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

- 第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
 - 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
 - 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（包括外部監査人の監査）

第252条の37 （略）

2～3 （略）

- 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の

業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第199条第7項の規定による監査の特例)

第252条の42 普通地方公共団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第199条第7項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

○地方自治法施行令（抜粋）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）を含む）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている

者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(契約保証金)

第157条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、教育施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、青少年の家、児童文化施設その他社会教育に関する公の施設をいう。

（設置）

第3条 市は、別表第1及び別表第2のとおり教育施設を設置する。

（使用の許可）

第3条の2 社会教育に関する公の施設（以下「社会教育施設」という）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という）に使用の許可を行わせる社会教育施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）社会教育施設の設置の目的に反するとき。
- （3）社会教育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第3条の3 教育委員会は、前条第1項の許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- （1）前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （2）この条例若しくはこの条例に基づく処分違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- （3）詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

（使用料及び手数料）

第4条 市は、別表第3の左欄に掲げる教育施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

（使用料及び手数料の減免等）

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

（使用の制限等）

第6条 教育委員会は、社会教育施設の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- （1）詐偽その他不正な手段により使用したとき。
- （2）この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- （3）その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(教育施設の職員)

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第2項の規定により、次に掲げる教育施設(指定管理者に管理を行わせる施設を除く)に事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

- (1) 生涯学習センター
- (2) 美術館
- (3) 博物館
- (4) 文学館
- (5) 史料館
- (6) 視聴覚センター
- (7) 青少年の家
- (8) 児童文化施設

(図書館協議会等)

第8条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

- 2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。
- 3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者)

第9条 教育委員会は、社会教育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会教育施設の使用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、教育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(罰則)

第11条 詐偽その他不正な手段により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

青少年の宿泊の伴うとき	足立青少年の家 もじ少年自然の家 かぐめよし少年自然の家 玄海青年の家	1人1泊	一般		高等学校以上の生徒及び学生並びにこれらの指導者	小・中学校の児童及び生徒並びにこれらの指導者	1	市内の小学校及び中学校の児童及び生徒が指導者の引率のもとに使用するときは、使用料(指導者に係る使用料を含む。)を徴収しない。 2 宿泊をする場合には、シーツ等のクリーニング代として実費に相当する額の範囲内で教育委員会が定める額を徴収する。		
			750円		300円	150円				
	畑キャンプセンター	研修室	1人	1泊	一般	高等学校以上の生徒及び学生並びにこれらの指導者	小・中学校の児童及び生徒並びにこれらの指導者		2	
						1,500円	1,200円		750円	
		バンガロー	4人用 6人用 10人用	1棟	6,000円					
					9,000円					
					15,000円					
	常設テント フリーテント	1張	7,500円							
			3,750円							
	体育館 スポーツホール を伴わないとき	区分	9時～12時		12時～17時		17時～22時			
		平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日			
玄海青年の家 夜宮青少年センター もじ少年自然の家		1時間又はその端数ごとに	750円	1,000円	1,050円	1,350円	1,050円	1,350円		
		500円	650円	690円	900円	690円	900円			

	かぐめよし少年自然の家						
足立青少年の家 もじ少年自然の家 かぐめよし少年自然の家 玄海青年の家 夜宮青少年センター	会議室 研修室 音楽室 工作室 美術工芸室 茶室 集会室 和室	9時～12時 1時間又はその端数ごとに90円	12時～17時 1時間又はその端数ごとに100円	17時～22時 1時間又はその端数ごとに160円			
畑キャンプセンター	研修室	1人	一般	高等学校以上の生徒及び学生並びにこれらの指導者	小・中学校の児童及び生徒並びにこれらの指導者		
			1時間又はその端数ごとに150円	1時間又はその端数ごとに100円	1時間又はその端数ごとに70円		
	バンガロー	4人用	1棟	6,000円			
		6人用		9,000円			
		10人用		15,000円			
常設テント	1張	7,500円					
フリーテント		3,750円					
ユースステーション	区分	10時～13時	13時～17時	17時～21時			
	多目的ホール	1時間又はその端数ごとに	350円	330円	540円		
	会議室1	その端数ごとに	170円	180円	260円		
	会議室2						
	調理室						
	工芸室		270円	220円	330円		
区分		10時～17時		17時～21時			
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日		
スタジオ1	1時間又はその	1,200円	1,500円	1,500円	1,800円		

		スタジオ3	端数ごとに							
		スタジオ2	1時間又はその端数ごとに	1,050円	1,200円	1,200円	1,500円			
児童文化施設	各室使用料	区分		9時～12時		12時～17時		17時～21時		市外居住者の使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。
				平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		児童劇場	1時間又は端数ごとに	900円	1,050円	1,080円	1,290円	1,680円	2,020円	
		その他の室		90円		100円		200円		

○北九州市立青少年の家管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立青少年の家（以下「青少年の家」という）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入退所時間等)

第2条 青少年の家（ユースステーションを除く）の入所及び退所の時間は、別表第1のとおりとする。

2 ユースステーションの開所時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ） 午前10時から午後9時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後1時から午後9時まで

(休所日)

第3条 休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を指定することができる。

(1) 月曜日（指定管理者に管理を行わせる青少年の家及びユースステーションを除く）

(2) 休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）（指定管理者に管理を行わせる青少年の家及びユースステーションを除く）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

(使用者の資格)

第4条 青少年の家を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 小学校の児童

(2) 中学校の生徒

(3) 高等学校の生徒

(4) 大学の学生（少年自然の家を除く）

(5) 勤労青少年（少年自然の家については、原則として18歳以下の者とする）

(6) 前各号に掲げる者の引率者及び指導者

(7) 第1号から第4号までに掲げる者に準ずる者及びその他の者で教育委員会が特に認める者

2 玄海青年の家を使用しようとする者は、適正な研修計画を持った5人以上の団体でなければならない。

(使用の申請)

第5条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という）第3条の2第1項の規定により青少年の家の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ申請書を教育委員会（指定管理者に管理を行わせる青少年の家にあっては、指定管理者）に提出しなければならない。

(使用の期間)

第6条 条例第3条の2第1項の許可を受けた者の使用は、1回の使用につき6日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(冷暖房設備使用料)

第7条 別表第2の左欄に定める設備を使用したとき（宿泊を伴わないとき（ユースステーションのスタジオを使用したときを除く）に限る）の使用料の額は、同表の右欄に定める

額とする。

(指定管理者に管理を行わせようとする青少年の家等の公表)

第8条 教育委員会は、青少年の家について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする青少年の家、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第9条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第10条 教育委員会は、青少年の家について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する青少年の家の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第2条関係)

区分	入退所時間	備考
少年自然の家 玄海青年の家	午前9時から午後5時まで	教育委員会が特に必要があると認めるときは、入所及び退所の時間を変更することができる。
足立青少年の家 畑キャンプセンター 夜宮青少年センター	午前9時から午後10時まで	

別表第2 (第7条関係)

	設備	使用料の額
冷暖房設備	面積が50平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 70円
	面積が50平方メートル以上100平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 140円
	面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 210円
	面積が150平方メートル以上250平方メートル未満の部屋	30分又はその端数ごとに 280円
	面積が250平方メートル以上の部屋	30分又はその端数ごとに 420円

○北九州市立青少年の家管理要綱

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という）並びに北九州市立青少年の家管理規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第11号）に定めるもののほか、北九州市立青少年の家の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（使用許可の要件）

第1条 使用の許可を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- （1）もっぱら営利を目的とした使用でないこと。
- （2）特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための使用又はその政治的活動をするための使用ではないこと。
- （3）特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれらに反対するための使用ではないこと。

（入所の制限）

第2条 所長（足立青少年の家及び畑キャンプセンターについては、コミュニティ支援課長をいう。以下同じ）は、次の各号の一に該当する者に対しては、入所を拒み、又は退場を命ずることができる。

- （1）めいていしている者
- （2）他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- （3）その他管理上支障があると認める者

（使用の申請）

第3条 青少年の家を使用しようとする者は、使用申請書（第1、2、3、4号様式）を所長に提出しなければならない。

（使用の不許可）

第4条 所長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- （2）施設又は設備等をき損するおそれがあるとき。
- （3）申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者であるとき。
- （4）その他管理上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第5条 所長は、前条の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更する（以下「使用許可の取消し等」という）ものとする。

2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

（使用の条件）

第6条 所長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて許可することができる。

（使用料の減免）

第7条 条例第5条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

（使用料の不返還）

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責任によらない理由により使用で

きないときは、その全額を返還する。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 使用の許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。
- (5) 許可なくして、特別の設備をし、又は造作を加えないこと。
- (6) 使用を終えたとき又は条例第3条の3及び本要綱第5条の規定に基づく使用許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後返還すること。
- (7) 使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目的に使用しないこと。

(職員の立ち入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第11条 使用者が建物若しくは設備を滅失又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

別表

区 分	減免の割合
(1) 市の主催する事業に使用するとき。	施設使用料の10割
(2) 市と共催する事業のために使用するとき。	施設使用料の10割
(3) 市が後援する事業のために使用するとき。	施設使用料の5割
(4) 市内に事務所を有する青少年関係認定団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	施設使用料の10割
(5) 市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育関係団体又はこれらに準ずる団体が施設の設置目的に沿って使用するとき。	体育館・会議室等 各室使用料の10割
(6) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた市内に居住する者が使用するとき。	施設使用料の10割
(7) 年長者施設利用証、下関市介護保険被保険者証(65歳以上)、公的機関が発行した福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、国民健康保険証等)の交付を受けた者が宿泊するとき。(施設利用証、被保険者証及び証明書を提示した場合に限る。)	施設使用料の2割
(8) 市内に在住する、又は市内に通学あるいは通勤する20歳未満の青少年がユースステーションを使用するとき。	施設使用料の5割
(9) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	施設使用料の10割以内

注 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級～4級までの者に限る)が使用するときの付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱うものとする。

○北九州市個人情報保護条例

(安全確保の措置)

- 第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という）が公の施設の管理を行う場合には、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

- 第11条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項に規定する受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第67条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報（指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、図画及び電磁的記録に記録され、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第69条 第67条に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。